ODA評価
年次報告書 2021

外務省

Ministry of Foreign Affairs of Japan

CONTENTS

ODA 評価とは？ 03

2020 年度外務省 ODA 評価のまとめ 05

開発の視点からの評価 05
外交の視点からの評価 05
提言 06
提言への対応策 07
評価手法・評価の枠組みについての調査・分析とそれを受けた対応 07
コラム：新型コロナウイルス感染症と ODA 評価 08

2020 年度 外務省 ODA 評価結果 09

ブラジル国別評価 09
モンゴル国別評価 11
ルワンダ国別評価 13
平成 27 年度ヨルダンに対する経済社会開発計画の評価 15
平成 29 年度モザンビークに対する経済社会開発計画の評価 17
過去の ODA 評価案件（国別評価）のレビューと
国別評価の手法に関する調査研究 19
外務省が実施する二国間無償資金協力個別案件の評価
（第三者評価）についての分析・評価手法の提案 21
コラム：ODA 評価ワークショップ～開始から 20 年を経て 22

その他の ODA 評価 23

政策評価法に基づく評価 23
各省庁による評価 23
国際協力機構（JICA）による評価 24
被援助国政府・機関などによる評価 24

2019 年度 ODA 評価結果フォローアップ 25

フィリピン国別評価 25
日本 NGO 連携無償資金協力の評価 25
女性のエンパワーメント推進にかかる ODA の評価 26
SATREPS（地球規模課題対応国際科学技術協力プログラム）の評価 26
2013 年度ペルーに対するノンプロジェクト無償資金協力 27

編集後記 28

関連ウェブサイト 29

ODA 評価とは？

日本は、国際社会の平和と安定及び繁栄の確保に貢献することを目的に開発協力を推進しています。そのための公的資金が ODA（Official Development Assistance（政府開発援助））で、ODA の実施状況とその効果を確認し、分析する作業が ODA 評価です。

ODA 評価の目的は 2 つあります。1 つは、ODA の実施状況や効果の検証により、ODA をより効果的かつ効率的なものに管理改善すること。もう 1 つは、評価結果を公表することで、国民への説明責任を果たすとともに国民の理解を促進し、その支持を得ることです。

日本の ODA 評価は、2002 年に施行された「行政機関が行う政策の評価に関する法律」（政策評価法）に先立つ 1975 年から着実に実施されており、経済協力開発機構開発援助委員会（OECD-DAC）をはじめとする国際的な ODA 関連機関による評価基準や実践をふまえ、その方法を発展させてきました。

この年次報告書は、政策評価法に基づく評価とは別に、外務省が独自に実施する ODA 評価を扱っています。

実施体制

日本の ODA は、外務省が政策を企画・立案し、個々の事業の実施は主に独立行政法人国際協力機構（JICA）が担っています。ODA の評価についても、外務省と JICA が相互に連携しながら役割を分担して実施しています。

現在、外務省は、主に ODA の政策を対象とした評価を外部の有識者、コンサルタントなどに委託する第三者評価の形で実施しています。一方、JICA は、自らが実施を担う個々の事業を対象とした評価を中心に実施しています。

また、外務省は、開発途上国の評価能力向上を目的とした支援も実施しています。

ODA 評価結果の活用

ODA 評価により得られた結果及び提言は、ODA 政策の企画・立案を担当する外務省や、個々の事業の実施を担当する JICA などの関係者に真摯に受け止められ、将来の ODA 政策の企画・立案及び事業の実施に活用されることが重要です。

このため、評価終了時には、評価者が外務省関係者に対し直接、評価結果及び提言を報告します。評価実施の翌年度には、外務省と JICA が連携し、提言に対し具体的にどのように対応していくか「対応策」を策定しています。また、評価実施から 2 年後にはこの対応策がどのように実現されたかを確認し、いずれの内容もこの年次報告書の中で公表しています。

これらを通じ、外務省は、ODA 評価の目的である「ODA の管理改善」と「国民への説明責任」を果たしています。

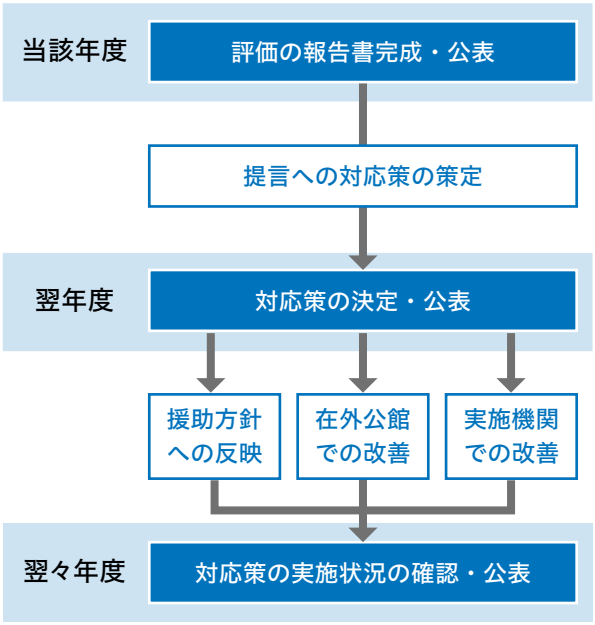

評価対象

外務省が実施する ODA 評価は、評価の対象によって、特定の国や地域に対する ODA 政策を評価する「国別・地域別評価」と、教育、保健、環境など特定の課題や、技術協力、無償資金協力など特定の援助形態（スキーム）を評価する「課題・スキーム別評価」に分類されます。

また、2017 年度からは、外務省が実施する無償資金協力のうち供与限度額が 10 億円以上の個別事業を対象とした評価も、第三者評価の形で実施しています。なお、供与限度額 2 億円以上 10 億円未満の個別事業については内部評価を実施しています。

ODA 個別評価報告（内部評価）
https://www.mofa.go.jp/mofaj/ms/oda/page24_000056.html

評価の視点／評価基準

外務省による ODA 評価（第三者評価）は、支援を受ける国の開発にどの程度役立っているか（開発の視点）に加え、評価対象となる ODA 政策が日本の国益にとってどのような影響があるか（外交の視点）という視点から評価を行っています。評価基準は以下のとおりです。

1 開発の視点からの評価

国際的に認知されている経済協力開発機構開発援助委員会（OECD-DAC）の設ける 6 つの評価基準（妥当性、整合性、有効性、インパクト、効率性、持続性）を踏まえ、日本の ODA 政策を評価するのにふさわしい以下の評価基準を設けています。また、それぞれの評価基準ごとに具体的な検証項目を設定しています。

■ 政策の妥当性

日本の上位政策や、支援を受ける国のニーズ、国際的な優先課題と合致していたか、また、他国と比較して日本が優位性を持つ内容であったか、など。

■ 結果の有効性

当初の目標・目的がどの程度計画どおりに達成され、具体的にどのような効果があったか、など。

■ プロセスの適切性

ODA 政策を企画・立案・実施するプロセスや実施体制は適切であったか、他の支援国や国際機関、NGO 等との効果的な連携は行われていたか、など。

2 外交の視点からの評価

■ 外交的な重要性

国際的な優先課題の解決、二国間関係の強化、日本の安全・繁栄などにとってどのような点で重要であったか。

■ 外交的な波及効果

国際社会における日本のプレゼンス向上、二国間関係の強化、日本の安全・繁栄などにどのように貢献したか。

ODA 評価ガイドラインとハンドブック

外務省は、外務省が実施する ODA 評価の指針として「ODA 評価ガイドライン」と、具体的な評価実施の流れや手法について記載した「ODA 評価ハンドブック」を作成しています。これらは、主に ODA 評価の実務に役立てることを目的に作成していますが、ODA やその評価に関心のある方々にとっても有益な情報を掲載しています。

https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/kaikaku/hyoka/siryo_3_a.html

2020 年度外務省 ODA 評価のまとめ

2020 年度は、国別評価としてブラジル、モンゴル及びルワンダの 3 件、外務省が実施する無償資金協力個別案件の評価として平成 27 年度ヨルダンに対する経済社会開発計画及び平成 29 年度モザンビークに対する経済社会開発計画の 2 件、計 5 件の第三者評価を実施しました。また、評価手法・評価の枠組みについての調査・分析を 2 件実施しました。

開発の視点からの評価

政策・案件の妥当性については、総じて高い評価が得られ、開発協力大綱などの上位政策や SDGs などの国際的な優先課題と整合した支援を実施していること、被援助国のニーズに即した支援を実施していることが確認されました。環境や教育等の分野で日本の比較優位性が発揮されていることも明らかになりました。

結果の有効性についても、全体的に高い評価となりました。政策の目標達成度合いを測る指標があらかじめ設定されていなかったため、政策実施の効果を厳密に測ることが困難との指摘もありましたが、調査・分析の結果として、被援助国の抱える開発課題に対して日本の支援が貢献していることが確認されました。

プロセスの適切性については、全ての案件について、開発課題の把握や実施プロセスにおける関係者とのコミュニケーションには問題がなく、被援助国のニーズを適切に把握し実施されていることが確認されましたが、一部の案件については、供与品引渡し後のモニタリングや記録、広報に改善の余地があることや、支援内容に関する情報公開の促進の必要性が指摘されました。

評価案件	開発の視点からの評価レーティング		
	政策・案件の妥当性	結果の有効性	プロセスの適切性
ブラジル国別評価	極めて高い **A**	高い **B**	高い **B**
モンゴル国別評価	極めて高い **A**	高い **B**	極めて高い **A**
ルワンダ国別評価	極めて高い **A**	高い **B**	高い **B**
平成 27 年度ヨルダンに対する経済社会開発計画	高い **B**	高い **B**	高い **B**
平成 29 年度モザンビークに対する経済社会開発計画	高い **B**	高い **B**	一部課題がある **C**

外交の視点からの評価

2015 年度以降、すべての外務省 ODA 評価案件において、日本の国益への影響を確認する外交の視点からの評価を実施しており、評価基準として**「外交的な重要性」**（日本の国益にとってなぜ重要か）と**「外交的な波及効果」**（日本の国益にどう貢献したか）を設けています。

2020 年度の評価においては、いずれの案件についても、当該国に対する ODA 実施の**外交的な重要性**が確認され、また、ODA 実施により、二国間の信頼の強化や国際社会におけるプレゼンス向上、二国間の経済関係の強化、日本に対する理解度の深化等、日本の国益にとって望ましい**外交的な波及効果**が生じていると評価されました。

例えば、ブラジル国別評価では、両国間の政治、経済、文化面における深い関係を強化する上で、また、気候変動、核軍縮、国連安保理改革といった多くの国際的共通課題についての連携を進めていく上で、対ブラジル ODA が外交的な重要性を有していることが確認されました。実際に、日本の支援が両国の友好関係促進に寄与した事例が多数見られ、進出日系企業拠点数が増加傾向にあることも、ODA が日本企業進出の一助となったとも考えられるなど、外交的な波及効果も確認されました。

提言

2020 年度に実施した 5 件の ODA 評価の結果、それぞれの評価案件の個別事情を踏まえた提言がなされましたが、複数の案件に共通する提言、また、他案件へも適用が可能な提言がありました。

複数の評価案件に共通する提言

● 民間連携の更なる促進

開発途上国の経済成長において、民間企業の投資活動の果たす役割はますます大きくなっており、ODA における官民連携促進は、日本政府の方針の一つでもあります。ブラジル及びルワンダ国別評価において、既に有益な民間企業との連携や協働の事例が存在しており、これらの連携を更に促進していくべきと提言されました。

● 効果的な広報の促進とより積極的な情報公開

2020 年度 ODA 評価 5 案件のうち 3 つの案件において、効果的広報の促進や情報公開について提言されました。2 件の無償資金協力個別案件の評価では、個別事業に関して、二国間関係や支援の全体像と関連付けたり、具体的に意義や内容を説明したりなど、より効果的で印象に残る広報内容の工夫が重要と提言されました。また、ルワンダ国別評価では、政策策定の背景等について、より広い観点からより分かりやすい説明を工夫することが提言されました。

● （無償資金協力個別案件について）供与品引渡し後のモニタリングの改善

外務省が実施する無償資金協力個別案件について、調達代理機関 (注) から提出される報告書をもとに、大使館による事業実施状況のモニタリングが行われているものの、引渡し後の供与品の使用状況及び想定された効果の発現状況を把握する体制が不十分であるとして、モニタリング体制の強化について提言がなされました。

(注) ODA 事業において、被援助国政府との契約に基づき、入札手続、売買契約、支払など一連の調達手続を代行する機関。

個別の評価案件に関する提言のうち、他への適用可能性が見込まれるもの

● 三角協力 (注) における関係国間の対話の強化

開発協力大綱は三角協力を継続していくと謳っています。ブラジル国別評価では、三角協力における関係国間での密接なコミュニケーションや、継続的なモニタリング体制の整備などについて提言され、これらは、他の地域での三角協力においても参考となるものです。

(注) 援助国と被援助国が有するリソースとノウハウを効果的に生かし、協力して第三国を支援すること。

● 人事異動や省庁再編が頻繁に発生する国における対応

モンゴル国別評価では、頻繁な人事異動や省庁再編等のリスク軽減のため、協力対象となる組織内での情報共有の仕組みの導入や、省庁再編についての事前の情報収集・対応策の準備などの取組強化について提言されました。類似の状況は他の途上国においても見られると思われ、そうした国々でも考慮すべき教訓と考えられます。

提言への対応策

ODA 評価の各案件についてなされた提言のそれぞれについて、外務省は対応策を策定しています。2020 年度に実施した 5 件の ODA 評価の対応策の例は以下のとおりです。

ブラジル国別評価では、三角協力における関係国間の対話の強化が提言されました。ブラジル開発国際協力庁との定期協議を引き続き実施し、全体の方針についての協議を行う他、実施中のプロジェクトについて、状況の変化に柔軟に対応できるよう、三か国共同での定期的なモニタリング体制の確立について検討していきます。

モンゴル国別評価では、頻繁な人事異動に対するリスク軽減の取組強化が提言されました。案件の進行中に人事異動があった場合でも、それまでに得られた成果や知見が的確に引き継がれる仕組みを構築するためにモンゴル側と協議を行う他、技術移転の方法も工夫していきます。

ルワンダ国別評価では、日本企業等の多様なアクターとの連携促進が提言されました。知日派のルワンダ人人材の育成や両国企業間のネットワークの構築を促進するため、ABE イニシアティブ(注) や ICT 分野の技術協力プロジェクトを引き続き実施していきます。

(注) アフリカの若者のための産業人材育成イニシアティブ。アフリカの若者を日本に招き、日本の大学での修士号取得と日本企業などでのインターンシップの機会を提供するプログラム。

平成 27 年度ヨルダンに対する経済社会開発計画の評価では、効果的な広報の実施について提言されました。今後の類似案件では、地域外交や国際的開発課題に鑑みた案件の外交的意義について分かりやすい広報に努め、その案件のみならず、責任ある国際社会の一員としての我が国の難民支援や人道支援のあり方をアピールする内容となるような広報の実施に努めます。

平成 29 年度モザンビークに対する経済社会開発計画の評価では、調達品の引渡し後のモニタリングの改善について提言されました。今後の類似案件では、消耗品や消費財の活用による効果を事後に確認することの難しさを認識し、あらかじめ先方政府に報告書の提出等を求めることで、調達品の使用状況や効果の発現状況を確認するように努めます。

評価手法・評価の枠組みについての調査・分析とそれを受けた対応

2020 年度は、5 件の ODA 評価に加えて、「過去の ODA 評価案件（国別評価）のレビューと国別評価の手法に関する調査研究」及び「外務省が実施する二国間無償資金協力個別案件の評価（第三者評価）についての分析・評価手法の提案」を実施しました。これらは、それぞれ国別評価と無償資金協力個別案件の評価について、過去の実績を踏まえ、今後のより良い評価のあり方の検討を目的としたものです。

過去の ODA 評価案件（国別評価）のレビューと国別評価の手法に関する調査研究

国別評価がより政策に反映されやすいようなタイミングで実施されることが有益であるとの提言のほか、アルファベットや数字を用いたレーティングについては、分かり易さは増すものの、評価される側の評価結果の建設的な受け止めを阻害する面もあるため、両面を考慮し、レーティングの目的を踏まえて評価結果の表し方を決定することが望ましいと提言されました。これを受けて、2021 年度の国別評価においては、評価対象国の選定に際し、国別開発協力方針改訂を評価年度の翌年度に控えている国を優先的に検討しました。また、2021 年度からはアルファベットによるレーティング表記は取りやめ、評価結果は評語でのみ表すこととしました。

外務省が実施する二国間無償資金協力個別案件の評価（第三者評価）についての分析・評価手法の提案

案件の特質を踏まえて、「開発の視点」と「外交の視点」を統合し、評価基準として「計画の妥当性」と「実施と結果の有効性」の 2 つを用いること、政策レベルの評価で用いる目標体系図は必須とせず、評価チームは案件の基本情報をまとめた「評価案件概要表」を作成すること、レーティングはこれまでと同様の 4 段階を維持するがアルファベットの併記はしないことなどが提案されました。これらの提案を踏まえ、2021 年度以降は、新たな評価基準・手法を用いた評価を実施することとしました。

コラム

新型コロナウイルス感染症とODA 評価

新型コロナウイルス感染症の拡大は、世界全体に非常に大きな影響を与えており、これまで当たり前のように思っていた多くのことが、当たり前ではなくなっています。

ODA 評価についても、2020 年度はこれまでとは異なる工夫が必要となりました。外務省が実施する ODA 評価（第三者評価）では、外部の第三者としての有識者とコンサルタントにより構成される評価チームが対象国へ渡航し、協力現場を視察し、相手国政府関係者や協力現場周辺の住民などに聞き取り調査を実施して直接情報収集をしてきましたが、2020 年度は現地への渡航調査は実施できませんでした。

このため、評価チームは、現地への渡航調査の代替手段としてオンライン会議システムを使った現地関係者へのインタビューや、現地コンサルタントによる現地視察・聞き取り調査などを実施し、できる限り信頼できる現地の情報を収集するように努め、評価を実施しました。評価チームからは、現地渡航調査が実施できない場合、現地関係者のインターネット環境が整っていなかったり、顔を合わせて直接インタビューするのに比べると率直な意見交換が難しかったりといった理由で、評価に必要な情報収集が十分にできず、現地渡航調査を実施した場合と同じ水準の評価は困難という意見もありました。

評価チームが現地に渡航して調査を行い、直接情報収集をした方が望ましいのは言うまでもなく、実際に現地に赴いての調査を完全に代替できる手段はありません。一方、今回の経験から、オンラインでのインタビューや書面による質問票送付による聞き取り調査を通じた調査であっても、一定の情報収集は可能であることが確認できました。ただし、このような代替手段による現地調査で必要な情報を広く収集するためには、信頼できる現地コンサルタントの有効活用をはじめ、更なる試行錯誤が必要になります。

2020 年度は新型コロナウイルス感染症の影響で、これまでは渡航できた国についても、現地渡航調査なしでの評価を行うことになりましたが、このような形でもある程度信頼できる情報を収集でき、その情報に基づいて一定の評価ができる方法が確立できれば、これまで治安上の問題で評価チームによる現地渡航調査ができず、ODA 評価を見送ってきた国々についても、評価実施の可能性が広がります。

新型コロナウイルス感染症により、日本が世界各地で実施している ODA の事業も少なからず影響を受けましたが、このような状況の中でも、日本は支援の継続に向けて尽力し、特に保健・医療分野での支援を中心に、開発途上国のコロナ対策のための様々な支援を強化しています。ODA の実施状況・効果を確認し、より効果的・効率的な ODA 実施につなげることを目的とした ODA 評価も、今回の経験から得た教訓に基づいた工夫をしつつ実施していきます。

2020 年度 外務省 ODA 評価結果

2020 年度に実施した国別評価 3 件、無償資金協力個別案件の評価 2 件、評価手法・評価の枠組みについての調査・分析 2 件について、概要をご紹介します。評価チーム作成の評価報告書に基づき、外務省 ODA 評価室がまとめたものです。報告書全文はこちらからご覧いただけます。

ブラジル国別評価

評価主任	佐藤　寛
	日本貿易振興機構（ジェトロ）アジア経済研究所研究推進部　上席主任調査研究員
アドバイザー	近田　亮平
	アジア経済研究所地域研究センター　ラテンアメリカ研究グループ長代理
コンサルタント	日本テクノ株式会社
評価対象期間	2009 年度～ 2019 年度
評価実施期間	2020 年 8 月～ 2021 年 3 月
現地調査国	ブラジル（オンライン遠隔調査）

評価の背景・対象・目的

ブラジルと日本は、2020 年に外交関係樹立から 125 年を迎え、古くから緊密な友好関係にある。2014 年から両国関係は戦略的グローバル・パートナーシップと位置づけられ、幅広い分野で協力が進展している。1959 年に対ブラジル ODA を開始して以来、日本はブラジルが抱える問題に寄り添い、資源、医療、治安、インフラ等の分野で持続的成長を支援してきており、ブラジルは中南米における ODA の主要な被供与国の一つである。本評価は、ODA 評価の目的である、ODA の管理改善及び国民への説明責任を果たすことを念頭に置き、直近 5 年間に重点を置きつつ、平成 21（2009）年度以降の対ブラジル支援政策を評価し、今後の支援政策立案や実施のための提言や教訓を得ることを目的とする。

評価結果のまとめ

● 開発の視点からの評価

（1）政策の妥当性

日本の対ブラジル協力の政策は、日本の ODA の上位政策である政府開発援助大綱（2003 年）や開発協力大綱（2015 年）、ブラジルの開発計画である多年度計画（PPA）に合致している。また、国際的な優先課題であるミレニアム開発目標（MDGs）及び持続可能な開発目標（SDGs）との整合性、ブラジルで支援を行っている各ドナーの支援の方向性との整合性も取れている。さらに、①防災、②ガバナンス（地域警察協力）、③自然環境保全、④水資源（無収水対策）、⑤保健医療（母子保健）といった日本の比較優位性のある分野を中心に政策策定が行われてきている。（評価結果：極めて高い **A**）

（2）結果の有効性

ブラジルは ODA 卒業移行国に分類されるため、日本の対ブラジル ODA 金額は減少傾向にあるが、広大な国土に多様な援助ニーズを有する同国に対し、重点 3 分野（①都市問題と環境・防災対策、②投資環境改善、③三角協力）の中で案件を絞り、適切な質とタイミングで支援を行っている。都市問題及び環境・防災対策分野では、環境配慮型都市の構築、自然環境保全、防災を柱とした支援において、投資環境改善分野では、民間連携の橋渡しとしての役割において、また三角協力では、特徴ある協力を展開し続けることで成果を得てきている。
（評価結果：高い **B**）

(3)　プロセスの適切性

国別開発協力方針は、日本側及びブラジル側の関係者と適切な協議を行った上で策定されており、事業展開計画も毎年更新されている。実施プロセスにおいても、実施体制の整備、ニーズの把握、対ブラジル支援重点分野に基づく個別案件の実施、モニタリング、広報が適切に行われてきている。(評価結果：高い **B**)

*（注）レーティング：
極めて高い **A** ／高い **B** ／一部課題がある **C** ／低い **D**

● 外交の視点からの評価

(1) 外交的な重要性

日本とブラジルは 2009 年以降、継続して要人の往来を実現している。また、日本は従来、中南米地域を世界経済における生産・輸出拠点、資源の一大供給地及び有望な市場として重視し、経済関係の強化に取り組んできており、2014 年からは対中南米政策の 3 つの指導理念（共に発展（経済関係強化）、共に主導（国際社会での連携）及び共に啓発（人的交流、文化・スポーツ交流などの促進））、2019 年からは中南米の 3 つの「連結性強化（経済、価値、知恵）」という方針に即して、関係強化を進めている。さらに、日本とブラジルは、環境・気候変動問題、軍縮・不拡散、国連安保理改革、北朝鮮問題及び南シナ海・東シナ海問題といった多くの国際的共通課題について連携、協力してきている。このような観点から、対ブラジル ODA は外交的な重要性を有している。

(2) 外交的な波及効果

日本とブラジルには継続した活発な交流実績があり、日本の支援が両国の友好関係促進に寄与した事例も多数見られる。また、ブラジルは、国連安保理改革、貿易、環境、軍縮・不拡散などの分野を始めとして、国際社会での活躍が顕著である。かかる中、日本はブラジルとの協力関係構築に努めてきたが、特に国連安保理改革において、両国は常任理事国候補として共通の立場を有しており、改革の実現に向け緊密な協力関係を構築することが必要である。さらに、経済関係強化の指標の一つとして進出日系企業拠点数を見ると増加傾向にあり、ODA が日本企業進出の一助となったとも考えられる。

評価結果に基づく提言

(1) 開発協力の戦略性の強化

国別開発協力方針に設定されている開発重点分野は、日本の能力の高さ及び専門性等を生かしつつ、これまでの協力実績を生かせる分野での課題設定となっている。政策策定においては、ブラジル側の政策に対し、長期的、戦略的、かつ地球規模的視点により、協力の妥当性を判断することが必要である。加えて、そのような政策策定を行っている点を日本国民に見えやすくする点も重要である。同時に、高所得国に見合った円借款の実施、科学技術協力、デジタル社会のニーズに応えていく職業訓練、日系社会と連携した協力、インバウンド・地方創生を意識した日ブラジル双方へ裨益する取組をブラジルコミュニティと協働していくなど、これまでの協力をさらに高度戦略化し展開していくことが望ましい。

(2) 三角協力を軸としたブラジルのドナー化支援を通したパートナーシップの強化

ブラジルは、自国が地域における地政学的な役割や自国よりも開発の遅れた国に対して協力を行う能力を有しており、その役割を果たすことで先進国のドナーの中で独特の役割を担うとともに対等なパートナーシップを強化できると考えている。今後、日本は対ブラジル支援の軸に三角協力を据え、ブラジルが被援助国から中南米地域の援助国へと移行するためのドナー化支援を通じたパートナーシップの強化をも目指す、新しい協力の形を模索・形成していくことが望ましい。

(3) 三角協力における関係国間の対話の強化

日本の ODA の重点分野として三角協力の枠組みをさらに効果的に活用するため、まずはプログラム全体の方針を策定し、個別のプロジェクトに落とし込む仕組み作りを検討する。また、受益国も含めた三か国間での定期的かつ継続的なモニタリング・評価体制を確立することが望ましい。

(4) 民間連携を活用した社会課題解決の促進

既存の日ブラジル間の政府・民間での対話・連携枠組みに積極的かつ横断的に関与し、日本にはないブラジルの新しい技術をブラジルのニーズに活用していくことが望ましい。それによって、人材育成、生産現場の効率化、インフラ構築・改善、格差解消などが促され、SDGs 分野における社会課題解決・ビジネス展開にも大きく寄与することが期待できる。

ブラジル都市部の様子
（写真提供／ JICA）

モンゴル国別評価

評価主任	林　薫
	文教大学国際学部教授
アドバイザー	湊　邦生
	高知大学地域協働学部教授
コンサルタント	一般財団法人　国際開発機構
評価対象期間	2010 年度～ 2019 年度
評価実施期間	2020 年 8 月～ 2021 年 3 月
現地調査国	モンゴル（オンライン遠隔調査）

評価の背景・対象・目的

モンゴルは、中国とロシアという大国に挟まれた地政学的に重要な国である。モンゴルの安定的な成長・発展は、地域の安定と繁栄に資するのみならず、我が国との関係発展にとっても重要である。

本評価は、過去 10 年間（2010 ～ 2019 年度）の日本のモンゴル ODA 政策を評価し、今後の日本の対モンゴル ODA 政策の立案や実施のための提言や教訓を得ること、評価結果の公表を通じて国民への説明責任を果たすことを主な目的とする。

評価結果のまとめ

● 開発の視点からの評価

（1）政策の妥当性

日本の対モンゴル ODA 政策は、モンゴルの開発政策・開発ニーズ、日本の上位政策、国際的な優先課題と整合し、他ドナーの支援政策とは相互補完的な役割を果たしていることが確認された。また、大気汚染対策への支援といった日本の比較優位性が生かされている例がある一方、日本の対モンゴル支援は、他ドナーとの棲み分けやモンゴルの開発ニーズ・実施体制などを総合的に勘案しながら決定されていることが確認された。

（評価結果：極めて高い **A**）

（2）結果の有効性

日本の対モンゴル ODA は、2010 年から 2018 年の 9 年間における二国間支援金額合計の 47.7％を占め、トップドナーとしてモンゴルの開発に大きく貢献している。

対モンゴル国別開発協力方針の各開発課題に対する支援を通じ、モンゴルの財政能力向上、産業多角化のための基盤構築、都市環境問題への対処、障害者の社会参画促進等における成果が確認された。一部当初の目標の未達事項があったものの、総じて日本の対モンゴル支援の効果は高い。

（評価結果：高い **B**）

（3）プロセスの適切性

日本の対モンゴル ODA 政策は、外務省がモンゴル側の開発ニーズを十分に反映し、規定の手順に沿って適切に策定されている。支援の実施においても、日頃からモンゴル政府機関、国際機関などと緊密にコミュニケーションをとっているほか、技術協力プロジェクトにおける他ドナーとの連携、複数のプロジェクトの連携やスキーム間の連携など、支援効果を高めるアプローチが取られていることが確認された。また、プロジェクト実施中に発生した課題に対し在モンゴル日本国大使館及び JICA モンゴル事務所は、迅速かつきめ細やかなフォローを行っている。

（評価結果：極めて高い **A**）

*（注）レーティング：
極めて高い **A** ／高い **B** ／一部課題がある **C** ／低い **D**

● 外交の視点からの評価

（1）外交的な重要性

日本の対モンゴル ODA は、アジア太平洋地域の安全保障環境の改善、普遍的価値やルールに基づく国際秩序の強化、グローバルな安全保障の改善、ひいては平和で安定した繁栄する国際社会の構築に貢献し得る。さらに、日本の資源安全保障のためにもモンゴルと長期的に安定した協力関係を維持することは重要であり、日本が対モンゴル ODA を実施する意義は大きい。

過去の二国間首脳会談や外相会談時には、そのほとんどにおいて日本の ODA に対する謝意がモンゴル側から示されており、対モンゴル ODA は、日本とモンゴルの二国間関係強化において重要なツールであると言える。

（2）外交的な波及効果

国際社会におけるモンゴルによる日本の立場の支持、モンゴルにおける日本のプレゼンス強化、モンゴルへの日本企業の進出や経済関係強化、友好関係の促進、モンゴル国民の日本に対する理解度のいずれにおいても、日本の対モンゴル ODA は一定程度の波及効果をもたらしたと言い得る。

評価結果に基づく提言

（1）モンゴルの持続可能な経済成長と社会の安定的発展に向けたより明確な地域開発戦略と事業計画の策定

次期国別開発協力方針の改訂においては、モンゴルの持続可能な経済成長と社会の安定的発展を目指し、支援効果をさらに高めるためには、5 年の政策策定スパンにおいて、より明確な地域開発戦略と事業計画を策定することが望ましい。

（2）頻繁な人事異動に対するリスク軽減の取組強化

プロジェクト実施中のモンゴル側関係者の頻繁な人事異動や転職により、プロジェクトの遅延、人材育成のやり直し、技術移転内容が残らないことなど、進捗や効果の定着に影響した案件が散見された。ODA 事業を実施する際には、あらかじめ支援対象となるモンゴル側の組織内に情報共有の仕組みを導入しておくことが望ましい。

（3）省庁再編が頻繁に発生する国における取組強化

モンゴルにおける ODA 事業実施時には、省庁再編が頻繁に起こり得る国であることを十分に認識することが重要である。選挙のタイミングにおいては、支援先の組織に影響を及ぼす可能性について事前に情報を収集し、複数の対応策を準備することが有用である。また、過去に選挙後の省庁再編を経験した専門家から情報共有や助言を得ることは効果的である。

（4）複数の省庁が関係する事業における関係者の役割分担の明確化

複数の省庁が関与する事業においては、事前に関係省庁の果たす役割を把握し、必要な予算や人員の確保の確認や関係者による意見交換・情報共有の場を設けることが望ましい。相手国の慣習と各省庁の所管に配慮しつつ、事業における各省庁の責任を明確化することが有用である。

新ウランバートル国際空港運営事業：
自動チェックインの訓練（NUBIA 社提供）

日モ病院におけるＩＣＵ開院前のシミュレーションの様子

オルホン県地域診断治療センター（RDTC）の研修医主体で実施している勉強会

ルワンダ国別評価

評価主任	稲田　十一 専修大学経済学部教授
アドバイザー	武内　進一 東京外国語大学大学院総合国際学研究院教授 / 現代アフリカ地域研究センター・センター長
コンサルタント	NTC インターナショナル株式会社
評価対象期間	2010 年度～ 2019 年度
評価実施期間	2020 年 8 月～ 2021 年 2 月
現地調査国	ルワンダ（オンライン遠隔調査）

評価の背景・対象・目的

ルワンダは、経済成長・貧困削減・雇用創出を柱とする開発を積極的に進めており、著しい経済成長を遂げている。内戦からの復興・経済成長のモデル国ともいえるルワンダを日本が支援することは、平和の定着及びアフリカ大湖地域の安定のために意義が大きい。本評価は、過去 10 年間（2010 ～ 2019 年度）の日本の対ルワンダ ODA 政策及びそれに基づく支援を評価し、今後の日本の対ルワンダ ODA 政策の立案や、実施のための提言や教訓を得るとともに、評価結果の公表を通じて国民への説明責任を果たすことを主な目的とする。

評価結果のまとめ

開発の視点からの評価

（1）政策の妥当性

日本の対ルワンダ ODA 政策は、ルワンダの開発ニーズ、日本の開発上位政策（アフリカ開発会議（TICAD）の宣言含む）及び国際的な優先課題（持続可能な開発目標（SDGs）等）との整合性を有している。また、他ドナーとの関連でも相互補完的な支援を行っている。日本が比較優位性を発揮している取組として、運輸交通及び貿易円滑化の分野における 3 スキームの組み合わせによる相乗効果の発揮や、技術教育・職業訓練や ICT 分野における現地の実態に即した実践的な協力を確認できた。
（評価結果：極めて高い **A**）

（2）結果の有効性

日本の対ルワンダ ODA は、他ドナーと比較すると投入量がやや小規模ではあるものの、各案件が当初設定した目標達成への貢献度は高く、対ルワンダ国別開発協力方針の各開発課題に対して着実に支援を実施し、貢献を果たしている。また、日本が ODA を供与する主要分野において、日本の供与額の割合は他ドナーと比較すると小規模であるが、一定の貢献を果たしている。
（評価結果：高い **B**）

（3）プロセスの適切性

対ルワンダ国別開発協力方針は、おおむね適切なプロセスを経て策定された。また、ODA 実施プロセスについて、基本的な実施体制の整備・運営、ニーズ把握、重点分野に基づく個別案件の実施、モニタリング・評価、他開発アクターとの協調・連携、社会性・民族性及び環境への配慮につきおおむね適切なプロセスが確認された。他方、一部案件の情報については公開が不十分であること、ODA 政策策定や実施に際してアフリカ大湖地域等の事情をどのように考慮しているのか必ずしも明確に示されていないことなど、改善が望まれる点があった。
（評価結果：高い **B**）

*（注）レーティング：
極めて高い **A** ／高い **B** ／一部課題がある **C** ／低い **D**

外交の視点からの評価

（1）外交的な重要性

日本の対ルワンダ ODA は、「国家安全保障戦略」に合致した取組である。TICAD の基本原則と歩みを共にし日本との二国間関係を深化させているルワンダは、日本にとって外交上重要な国である。アフリカ大湖地域の安定やルワンダにおける平和の定着、日・ルワンダ経済関係等の観点からも、外交的意義を有する。

（2）外交的な波及効果

日本の対ルワンダ ODA を通じ、親日家／知日派の醸成、経済・友好関係促進等の外交的波及効果が確認できる。また、貿易円滑化支援による地域の発展や、ルワンダ国内の難民や元戦闘員を含む障害者への支援を通じたルワンダにおける平和の定着、ひいては地域の安定への貢献が期待される。

評価結果に基づく提言

（1）貧困層が裨益する開発の継続的な推進

ルワンダにおいて、貧困からの脱却が難しい地域・社会階層は無視できない規模で存在する。日本は、貧困層等が裨益する基礎的社会サービスへの支援や、農業分野の支援のほか、セーフティーネットを形成する観点からも、貧困層も含めた収入創出・雇用創出支援を引き続き重視すべきである。

（2）アフリカ地域の情報通信技術（ICT）分野等の知識ハブを目指すルワンダの後押し

日本の技術教育・職業訓練や ICT 分野における専門家派遣、また技術協力プロジェクトを通じた現地の実態に即した実践的な協力は、ルワンダ側から評価されている。これまでの日本の協力経験を生かし、民間セクターと連携・協力しつつ、アフリカ地域への波及を含めた支援展開を検討すべきである。

（3）日本企業等の多様なアクターとの連携促進

ABE イニシアティブを通じた日本の大学への留学や日本企業でのインターンは、ルワンダの人材育成に貢献するほか、日本の対ルワンダビジネスの促進にもつながっている。また、ICT 分野支援において両国企業の協働機会を設けているが、日本企業からの学びの機会や、将来的なビジネスパートナーとなり得る日本企業とのネットワーキングの機会について、ルワンダからの期待は大きい。このような日本企業等の多様なアクターとの連携促進について、引き続き重視することが肝要である。

（4）東アフリカ共同体（EAC）地域全体の経済連携支援の強化

ルワンダは地理的に小国であり内陸に位置するため、ルワンダの開発を考える場合、一国のみならず地域として捉えることが重要である。日本は、貿易円滑化に向けて、道路、国際橋、ワンストップ・ボーダーポスト（OSBP）施設の整備を支援し、EAC5 か国の税関・国境管理能力向上を支援してきており、こうした地域の発展に貢献する事業をさらに推進すべきである。

（5）EAC やアフリカ大湖地域等地域事情のより積極的な考慮と情報公開

ルワンダは、近隣諸国との間に複雑な政治的・歴史的関係を有していることから、対ルワンダ支援アプローチの構想にあたっては、地域的な観点からも検討することが必要である。日本の対ルワンダ国別開発協力方針において、「開発協力のねらい」として対ルワンダ支援は「大湖地域の安定」や「平和の定着」の観点からも意義が大きいと言及があるが、ODA 政策や案件の検討に際してどのように大湖地域の事情を考慮しているか必ずしも明確に示されていない。こうした地域事情については、ODA 政策や案件の検討に際して、より積極的に考慮し、可能な限り対外的に公表すべきである。

（6）国際機関拠出金や草の根・人間の安全保障無償に関わる情報公開促進

国際機関拠出金の案件名・実施機関・金額・支援内容や、草の根・人間の安全保障無償の支援内容に関する情報について、分かりやすい形で情報が公開されていない。日本の ODA の広報促進のため、外務省 HP や在ルワンダ日本国大使館 HP での掲載が望まれる。

【ICT を活用した教育支援】
日本企業・株式会社さくら社の算数ソフトを活用した授業の様子
（さくら社提供）

平成 27 年度ヨルダンに対する経済社会開発計画の評価

評価主任	佐藤　寛
	日本貿易振興機構（ジェトロ）アジア経済研究所研究推進部　上席主任調査研究員
コンサルタント	日本テクノ株式会社
評価実施期間	2020 年 9 月～ 2021 年 3 月
現地調査国	ヨルダン（オンライン遠隔調査）

評価の背景・対象・目的

外務省は、ヨルダンの経済社会開発に寄与すべく、シリア難民受入れコミュニティの廃棄物処理管理及び給水状況を改善するため、我が国で製造された機材・製品等を供与する無償資金協力（経済社会開発計画）を 2016 年に実施した。本評価は、外務省が実施する無償資金協力案件の成果を評価することにより、今後の ODA の立案や実施のための提言や教訓を得ること、また国民への説明責任を果たすことを主な目的とする。

評価結果のまとめ

● 開発の視点からの評価

（1）案件の妥当性

本案件は、シリア難民の大量流入による社会経済基盤の脆弱化の改善ならびにホストコミュニティにおける難民との緊張緩和の改善に貢献するものであり、日本の上位政策、ヨルダンの開発ニーズ、国際的な優先課題に整合したものであった。また、シリア難民問題に対応するためにドナー間コミュニティやシリア危機対応プラットフォームの枠組みに参加することにより、ドナーとの関係性は保たれている。日本の比較優位性は、供与された機材・製品の質の高さ等にあると判断できる。
（評価結果：高い **B**）

（2）結果の有効性

供与機材・製品は、仕様、数量ともに計画通り調達・納入された。調達された機材・製品は、ヨルダン側の責任で最終利用者である全国の自治体、水供給事業体、ごみ処理事業体に計画通り引き渡され、本件調査で得られた調査データに基づけば、納入後の運用状況も良好であり、計画で想定したとおりの効果を得ている。なお、機材供与サイトは、ヨルダン側の問題意識を踏まえ、「難民受入れコミュニティ」を一部の地域に限定せず国全体と措定して選定され、全国 12 県に点在する 60 を超える地方自治体や事業体等に広く分配された。
（評価結果：高い **B**）

（3）プロセスの適切性

本案件はヨルダン政府の要請内容を最大限に具現化するように計画され、実施されている。関係機関の実施体制や支援実施の手順等も交換公文（E ／ N）や外務省ガイドラインに則したものであり、不備はなかった。
（評価結果：高い **B**）

*（注）レーティング：
極めて高い **A** ／高い **B** ／一部課題がある **C** ／低い **D**

● 外交の視点からの評価

（1）外交的な重要性

エネルギー資源の多くを中東に依存する我が国にとって、中東の和平と安定は国益に直結する課題である。その要衝であるヨルダンの政治的・社会的な安定と経済的な発展に協力することは、中東地域の和平と安定を通じた我が国のエネルギー安全保障の確保や、良好な二国間関係の維持・発展を図る上で重要であり、開発協力を行う意義は大きい。シリア難民の流入により影響を受けたホストコミュニティを支援する本案件は、地域の安定化に資するもので、日本の対中東・ヨルダンの安定化に向けた協力の一端を担うものと評価できる。

（2）外交的な波及効果

本案件はヨルダン側の要請に適時に応え実施できた案件であり、二国間関係の強化に資するものであった。また、我が国は、「人間の安全保障」の提唱国として、難民問題に積極的に貢献している日本の姿を国際社会に強くアピールしているが、本案件の実施はその一例であり、他難民支援にかかる協力と同様に各国に日本の姿勢を印象づける一助となっていると考えられる。

評価結果に基づく提言

（1）丁寧な案件説明の必要性

本案件において、登録難民の流入が比較的少ない南部地域の各県に、他地域と比較して難民登録者人口相応以上の機材・製品が配分されていることについて、公表された情報を参照するだけではその根拠となる考え方を理解することは容易ではない。本案件は、計画で想定した効果を達成していると評価され、ターゲット・グループの設定に問題は認められなかった。しかし、外務省により公表された情報を参照するだけでは、本案件のターゲット・グループが、ヨルダン側の問題設定に基づきヨルダン国全土に設定されたという経緯を直ちに理解することは困難であり、意思決定プロセスの適切性について、より丁寧な説明が必要だったのではないか。今後の案件説明においては、この改善が必要である。

（2）目標体系図の導入による成果管理

アウトカム・インパクトの明瞭化、アウトプットからアウトカムにつながる効率と効果にかかる理論的な説明、また、指標の設定と測定による「成果の明確化」は、プロジェクトの実施において有効である。よって、先方政府からの支援要請内容の確認段階からロジカル・フレームワークを簡素化した目標体系図を作成・共有することにより、インプット→アウトプット→アウトカム・インパクトの理論性を明確にした実施管理と、指標の設定と測定による成果管理を導入することは検討に値する。

（3）効果的な広報の実施

本案件の広報は、中東外交での枠組み、難民支援や人道支援を含む人間の安全保障に関する取組み、ヨルダンとの二国間関係の歴史など、全体像と関連付けたストーリー性のある、効果的かつ魅力的な広報展開が望まれる。我が国にとって非常に重要な中東地域のシリア危機、難民問題、人道支援などにおいて、国際的な責任を担う姿とプレゼンスを適切な形で積極的に内外にアピールすることは、国民の理解を深める上で重要。

（4）機材・製品の運用と維持管理にかかるモニタリングと効果測定

実施機関の既存のモニタリング・システム上に、本件により供与された機材・製品の運用状況を把握できる方便を工夫することが求められる。例えば、実施機関は定期的に会計報告や事業報告を行う義務を負っているが、その一環で資産管理を行っていることが想定され、機材・製品の所有・運用状況を把握していると考えられ、これら既存の機材・製品管理を利用して、本案件により供与された機材・製品の運用状況をモニタリングする体制を整えることは、今後、同様の案件実施に際して有効であろう。また、在ヨルダン日本国大使館は、現地視察を通じた利用状況のモニタリングを行う予定とのことであり（本調査時、コロナウイルス蔓延の影響により中止されていた）、その実施は有意義である。

廃棄物分野の支援にかかる機材引渡し式

機材引渡し式における鍵の供与

平成 29 年度モザンビークに対する経済社会開発計画の評価

評価主任	佐藤　寛
	日本貿易振興機構（ジェトロ）アジア経済研究所研究推進部　上席主任調査研究員
コンサルタント	日本テクノ株式会社
評価実施期間	2020 年 9 月～ 2021 年 3 月
現地調査国	モザンビーク（オンライン遠隔調査）

評価の背景・対象・目的

外務省は、モザンビークの経済社会開発に寄与すべく、発電用燃料等を供与することにより、同国の電力不足を解消し安定した電力供給を図るため、2017 年に無償資金協力（経済社会開発計画）を実施した。本評価は、外務省が実施する無償資金協力案件「平成 29 年度モザンビークに対する経済社会開発計画（発電用燃料等）（供与額 15 億円）」の成果を評価することにより、今後の ODA の立案や実施のための提言や教訓を得ること、また国民への説明責任を果たすことを主な目的とする。

評価結果のまとめ

● 開発の視点からの評価

（1）案件の妥当性

本案件は、ナカラ回廊に位置するモザンビーク北部地域の電力供給の改善と、それを通した経済社会開発を発電用燃料油の調達を通して支援するものである。発電容量の増強・増設を行うものではないが、ナカラ回廊地域の電力供給の安定化につながるという意味で、インフラ整備、ナカラ回廊開発支援といった日本の上位政策や、工業化／産業化の推進に不可欠な電力アクセスの向上を優先分野の一つとするモザンビークの開発ニーズ、対象地域における電力供給の安定化のニーズ、持続可能な開発目標（SDGs）のエネルギーへのアクセスに関するターゲットとの整合性が認められる。ただし、発電に重油を用いることによる環境面及びモザンビーク電力公社（EDM）の財政面での持続性確保、対象地域内の電力アクセスにかかる格差改善の観点からも、要請検討時に妥当性を考慮することが望ましいと考えられる。
（評価結果：高い B）

（2）結果の有効性

北部地域の電力供給の改善のために長期的観点から必要とされる大規模な発電所建設の具現化を待つ間も、電力需要の増加による既存系統のひっ迫は続くため、電力供給の安定化と質の確保、大規模停電の防止を目的とする緊急的な対応として、発電船からの電力供給を維持するために発電用燃料油の調達を支援するという協力アプローチは妥当であった。本案件で調達された燃料は、発電船からの電力供給に約 1 年間にわたり使用され、EDM は発電船を運転する独立系発電事業者との契約で合意した通り、必要とする電力を 100％確保することができた。アウトカム・インパクトの面では、電力の質の確保、電力供給の安定化による対象地域の生産活動の維持が挙げられる。
（評価結果：高い B）

（3）プロセスの適切性

開発課題の把握と要請内容の検討・協力内容の決定、経済社会開発計画（調達代理方式）のスキームの手続に沿った案件の実施は、適切に進められた。一方、調達された燃料の引渡し後の使用状況と電力供給実績に関するモニタリングと記録が十分に行われていない状況が認められた。また、案件の内容と期待される開発効果をわかりやすく広報するという面で、情報の発信内容の具体性に欠ける点があった。
（評価結果：一部課題がある C）

*（注）レーティング：
極めて高い A ／高い B ／一部課題がある C ／低い D

● 外交の視点からの評価

（1）外交的な重要性

モザンビークは、ザンビア、マラウイなどの内陸国にとっての外港を有しており、インド洋とアフリカ内陸をつなぐナカラ回廊地域の平和と安定は、同国の開発、アフリカ地域全体の開発、及び日本が推進する「自由で開かれたインド太平洋」の実現にとって重要な位置づけにある。また、同国は国際社会においても連携している親日国であり、2017 年には二国間の外交関係樹立 40 周年

を迎えた。さらに、同国は豊富な鉱物・エネルギー資源を有しており、約 30 社の日系企業が進出している。本計画はモザンビーク北部地域を中心とするナカラ回廊地域の社会・経済活動の促進に貢献することが期待され、協力実施の意義は大きかったと考えられる。

（2）外交的な波及効果

本案件はモザンビークの非開示債務問題による財政事情悪化の中、中・北部系統の電力供給の安定化に必要な電源の発電を継続するため、緊急的に要請されたものである。その要請に迅速に応え、電力供給が維持されたことは、二国間関係の信頼の強化に貢献したと考えられる。

評価結果に基づく提言

（1）開発ニーズの分析に基づく案件の成果設定と管理

今後の類似案件では、案件の進捗管理や国民への説明・情報公開に際して、案件の目的、協力内容、効果が案件関係者及び第三者に明確に理解されるよう、対象国の電力供給状況に即した、発電施設の運転維持によるアウトカム・インパクトを分析し、効果測定のための指標を設定することが望ましい。また、プレスリリースにおいても、期待される案件の効果について具体的に記載することが望まれる。

（2）供与品引渡し後のモニタリングの改善

本案件では、調達代理機関より提出された四半期報告書及び完了報告を基に、外務省本省及び大使館により事業実施状況のモニタリングが実施されたが、発電船の電力供給量や対象地域への電力供給の状況等、想定された効果の発現状況については案件の記録として残されていない。本案件は供与品が消耗品（燃料）のため、文書による記録がなければ、供与品引渡し後の使用状況や想定された効果の発現状況を事後に検証することが困難であった。したがって、あらかじめ設定したアウトカム・インパクトに照らし、燃料の引渡し後の使用状況とそれによる効果の発現状況について、燃料の使用状況に応じて EDM からモニタリング報告書を提出してもらうことも一案であったと考える。

（3）日本及びモザンビーク国内向けの広報活動の促進

本案件の交換公文（E/N）締結にかかる外務省の日本国内向けプレスリリースでは、具体的な対象地域や案件実施の背景、実施の具体的な意義・重要性といった点の説明が付されていない。また、モザンビーク外務協力省によるプレスリリースにおいても、経済社会開発計画の実施のために日本の無償資金協力にかかる E/N が締結されたとの記載に留まっている。日本の ODA 事業の意義及び開発効果について十分な理解と支持が得られるよう、日本及びモザンビーク両国の国民に対する広報活動においては、案件の協力内容、対象地域、受益者、背景、実施の意義・重要性といった具体的な内容を伝えることが望まれる。発電用燃料油のように供与品の使用状況を目に見える形で一般に広報することが難しい場合もあるが、EDM の顧客向け広報資料や年次事業報告に日本の協力の内容及び効果を記載してもらうといった方法も考えられる。

両国外務大臣臨席のもと行われた E/N 署名式

過去の ODA 評価案件（国別評価）のレビューと国別評価の手法に関する調査研究

評価主任	林　薫 文教大学国際学部教授
コンサルタント	一般財団法人　国際開発機構
調査対象期間	2005 年度～ 2019 年度
調査実施期間	2020 年 10 月～ 2021 年 3 月

調査の背景・対象・目的

外務省は、ODA の管理改善と国民への説明責任を果たすため、主に政策レベルを中心とした ODA 評価を毎年実施しており、その透明性と客観性を図る観点から、外部に委託した第三者評価を実施している。本調査は、過去 15 年間に実施した ODA 評価のうち、国別評価を検証し、国別評価結果を今後の ODA 政策策定に役立てる観点から、①繰り返し提言されている事項や、地域や小国、島嶼国といった特性に共通する提言等を整理し、他国にも適用可能な有用な教訓をまとめること、②現在の ODA 評価ガイドライン記載の評価手法を踏まえつつ、国別評価に適したより良い評価手法の提案、及び国別評価に共通して用いることができる標準的な評価の枠組みについて提言を得ることを目的として実施された。

調査結果のまとめ

（1）提言・教訓のレビュー

2005 ～ 2019 年度に実施された国別評価報告書（56 件）の提言・教訓は合計 442 であった。提言・教訓数を 5 年毎に比較したところ、2015 年以降は提言数が減少しており、報告書に示される提言の記載内容がより簡潔で分かり易くなっている。2015 年度以降は「教訓」を抽出する評価案件が増加していたが、教訓の内容は提言の言い換えも多く、教訓の定義に沿って情報が整理されていなかった。

（2）提言・教訓の類型化

2014 ～ 2019 年度国別評価報告書の提言・教訓（122）を 5 つのカテゴリーで分類し、次に 24 のサブカテゴリーに分類し、評価実施時期での比較を行った。カテゴリー分類では、評価実施時期での比較（2003 ～ 2013 年度、2014 ～ 2019 年度）で違いは確認されなかったが、サブカテゴリー別分類での比較においては、「戦略・プライオリティ」に関する提言内容の変化などの違いが確認された。

（3）ODA 政策に有用な教訓

（2）の分析結果を踏まえ、特定の国・地域に限らず、他の国・地域に適用可能な提言・教訓を抽出し教訓集を作成した。2014 ～ 2019 年度評価案件において、多くの提言・教訓が分類されたサブカテゴリーについて、①具体的な提言／対応策、②提言を引き起こした要因事象、③提言／対応策の目的、④「他の国・地域の参考になる」といった記述事項の内容、の 4 点に着目し分析を行い、教訓となる 7 テーマを特定し、教訓集を作成した。

（4）評価の枠組みとレーティング結果

レーティングが実施されている国別評価 13 件について、政策の妥当性、結果の有効性、プロセスの適切性の 3 つの評価項目の検証項目、検証内容、レーティングの導き方についての分析を行った結果、以下の点が確認された。

- 同一の評価者は複数の評価において、同じ検証項目の設定パターンを採っていることが多く、対象国や地域の状況に合わせて検証項目を設定しているというよりは、対象国に関わらず評価者（受注コンサルタント）の考え方によって、項目設定が決まる傾向がある。
- サブレーティングを用いている国別評価は複数あるが、評価によってサブレーティングの方法が異なる、またはその基準がわかりづらい状況がある。
- 「政策の妥当性」については、ODA 評価ガイドラインに示される 5 つの検証項目のうち、3 つは全ての

評価で検証項目として立てられていたが、2 つの項目については、検証項目として立てられていなかったり、2 ～ 3 項目まとめて一つの検証項目となっていたりする評価があった。

- 「結果の有効性」については、他の評価項目と比較して、検証方法が評価者によって異なる部分が多かった。また、アウトカム以上のレベルの検証については、援助政策文書上で目標が明瞭に記載されていないこともあり、「目標」に照らして日本の援助の効果発現の検証を行っている評価は確認できなかった。
- 「プロセスの適切性」については、評価によって立てられた検証項目数は 2 ～ 9 項目と大きく異なり、また検証項目として立てられた項目数も多く、全部で 22 項目に及んだ。
- 評価報告書の中には、評価開始時に関係者の合意を得て確定する「評価の枠組み」に示される検証項目と、実際の検証項目が異なる報告書があった。

（5）評価実施のタイミングと ODA 政策への反映

国別評価の結果が援助政策に有効に活用されている事例の 9 案件のうち、4 案件は国別評価実施後 2 年以内に国別開発協力方針（旧国別援助方針）を策定しており、両者の時期が近い方が、国別評価の結果が援助政策に反映されやすいと想定される。

調査結果に基づく提言

（1）ODA 政策策定に向けた国別評価のさらなる活用に向けて

ア . ODA 政策策定に有用な教訓の抽出

「教訓」は、他の国・地域において活用可能な情報を整理して評価報告書に示すべきであり、そのために教訓として記載すべき事項については、「提言」と同様に、ODA 評価ガイドラインで記載すべき事項について説明がなされるのが望ましい。

イ . 国別評価実施計画（評価実施タイミング、案件の選定）

国別評価にあたっては、「国別開発協力方針の改訂プロセスの一部に組み込んでいく」という方針を設けて国別評価の実施の目的をより明確にすることは、評価実施者側、利用者側双方にとり、共通理解を図りやすいという観点から望ましい。また、対象国の選定において、国別評価と国別開発協力方針の改訂のタイミングが検討されるという点は、PDCA サイクル強化の観点からも望ましい。

（2）国別評価のさらなる効果的な実施に向けて

ア . サブレーティングの再考

読者にとって根拠が明確で、納得できる評価とするためには、サブレーティングの基準を明確にすることが必要である。

イ . 検証項目の明確化

上記ア．と並行し、国別評価で検証する項目を整理し、標準的な検証項目案としてガイドライン上に示すことが望ましい。検証項目を明確化し、ガイドラインに示すことにより、評価者による検証項目の偏りを防ぐことが可能となる。

ウ . 評価計画時の目標や介入ロジックの明確化

「結果の有効性」において、客観的な検証を行うために、国別開発協力方針で示される基本方針（大目標）、重点分野（中目標）、事業展開計画に示される開発課題（小目標）が各々どのような変化を目指すか、目標は如何に達成され得るか、どのような外部要因から影響を受けるか、「効果発現の道筋」を整理する。このプロセスを経ることにより、調査項目の洗い出しが容易になり、さらに、情報収集の結果、目標達成の判断や、貢献要因や阻害要因の特定ができ、有効性の検証が明瞭になる。さらには、開発協力方針の改訂に向けて、目標の再整理を提案することも期待できる。

エ . ODA 評価室による評価調査の管理

評価案件を管理する ODA 評価室は、国別評価報告書の確認を行う際に、評価の枠組みに示される検証項目と、実際の検証項目が同じか、確認を行う。また、評価の枠組みから検証項目の変更があった場合には、評価チームから変更理由を確認し、その説明が報告書内に示されるようにする。

（3）国別評価の目的に合致した評価結果の示し方

評価の目的によって、求められる評価結果の表し方も変わる。国別評価においても、評価の目的を明確にした上で、評価結果の表し方（レーティングの有無を含む）を決定することが望まれる。アルファベットや数字を用いたレーティングの活用については、分かり易さは増すものの、評価される側の評価結果の建設的な受け止めを阻害する面もあるため、両面を考慮し、評価の表し方を決定することが望ましい。

外務省が実施する二国間無償資金協力個別案件の評価（第三者評価）についての分析・評価手法の提案

分析主任	佐藤　寛
	日本貿易振興機構（ジェトロ）アジア経済研究所研究推進部　上席主任調査研究員
シニア アドバイザー	稲田　十一
	専修大学経済学部教授
コンサルタント	株式会社国際開発センター

業務の背景・目的

背景

過去 3 年間、外務省が実施する二国間無償資金協力個別案件の評価を行ってきた中で、ODA 政策を対象とした手法と同一手法では、以下の特徴を有する、外務省が実施する個別案件の評価にはそぐわない点や課題が多数あるとの指摘が評価者・案件関係者双方から出されていた。

- 外務省が実施する二国間無償資金協力は、経済社会開発計画等、物資を購入するための外貨支援をその主たる内容とし、「機動的な実施を確保する必要があるものなど外交政策の遂行上の判断と密接に関連して実施する必要があるもの」と位置づけられており、JICA の実施する個別案件とは性質が異なること。
- 外交戦略上の意義は大きいが、案件単体での外交的な波及効果や定量的な効果の検証には限りがあること。
- 評価基準に含める検証項目や分析内容につき重複する部分があること。

目的

外務省が実施する二国間無償資金協力個別案件の特性を十分に踏まえた、評価の枠組み及び評価手法の提案を行うこと。

新たな評価手法の提案の主なポイント

評価基準

- 案件の「計画の妥当性」と「実施と結果の有効性」の 2 つの評価基準とする。
- 「プロセスの適切性」は、「計画の妥当性」と「実施と結果の有効性」の評価設問の一部とし、独立した評価基準とはしない。プロセスについては、手続の透明性などを確認することも目的としている。
- 「外交の視点」を「開発の視点」と統合し、「外交的な重要性」にかかる検証項目は「計画の妥当性」に、「外交的な波及効果」にかかる検証項目は「実施と結果の有効性」に統合する。

見返り資金 (注) 積立義務有の場合

- 基本的に評価の対象に含める。ただし、「積立」と「使途 / 事業」とは分けて評価小設問を設定し、実際の「使途 / 事業」は調査の対象とするものの、日本政府として「迅速な使用」を要件とはしていないことを考慮し、評価レーティングの対象に含めるかは案件毎に検討する。

(注) 無償資金協力で供与された物資の売却代金を被援助国政府が積み立てた資金のこと。同資金は日本国政府との使途協議を経て、被援助国における経済・社会開発に資する事業や物資の調達等に使用することができる。

レーティング

- 「教訓」となるべき根拠を明示することを奨励するレーティングの付与方法とする。
- 外務省の政策レベルの ODA 評価や、JICA の無償資金協力の事後評価の総合評価と同様に、4 段階を提案。ただし、個別の評価報告書においては 4 段階を A から D といったアルファベット表記としない。

案件文書資料

- 第三者評価者の契約直後に、厳格な守秘義務の下、基本的な案件文書セットが提供されること。

コラム

ODA 評価ワークショップ～開始から 20 年を経て

外務省は、アジア大洋州地域における ODA 及び ODA 評価に関する理解増進や同地域の開発途上国の評価能力の向上、途上国側のオーナーシップ・透明性の向上や開発の効率化を目的として、2001 年以降 16 回にわたり ODA 評価ワークショップを開催してきました。

その間、多くの国において ODA を含む国家開発計画の評価が何らかの形で実施されるようになり、2012 年にはアジア太平洋評価学会（APEA）が始動するなど、アジア大洋州地域における評価の重要性に対する認識は高まり、実践も広がりつつあります。また、2030 アジェンダのような国際的な政策課題にも変遷が見られる中、他国・機関による類似の評価関連セミナーや会合等も開催されるようになってきており、評価をめぐる環境やニーズも変化してきています。こうした中、ワークショップ開始後 20 年となる機会に、これまでの ODA 評価ワークショップ事業の意義と果たした役割を、ワークショップに参加した開発途上国政府の評価担当者や他ドナー・機関の有識者、本邦有識者への質問調査等を通じて振り返りました。

その結果、ワークショップは豊富な実践経験を持つ国内外の機関と効果的に連携して行われており、そこで取り上げられたテーマは、国際的課題や参加国のニーズと合致し、実用的で適用性が高く、アジア大洋州地域における評価文化の確立に大きく貢献したと評価されていることが分かりました。また、評価への関心が高まらない時期から、開発途上国の評価能力構築に向けた取り組みを先駆けて行い、これを継続的に支援してきた意義は大きく、ワークショップがアジア大洋州地域の評価プラットフォームとして認識されていることも分かりました。さらには、世界の他の地域に比べ、評価ネットワークの構築がやや遅れていたアジア大洋州地域において、APEA の設立を後押しし、その活動を側面支援してきたことも、ワークショップのインパクトの一つとして評価されています。

ワークショップが外交面で果たした役割についても振り返りました。アジアの一国である日本が、評価文化の重要性を説きつつ評価文化の醸成をリードし、アジア大洋州諸国の評価体制・制度へ影響を与えてきたことは、この地域における日本の外交的なリーダーシップの高揚に寄与したと評価されました。また、日本政府として評価を重視し、被援助国の能力強化を支援しているという姿勢、ODA を供与するだけではない責任を持った協力姿勢を被援助国及び国際社会に明確に示したことも、意義があったと評価されました。

一方、一般国民の興味を引きつけるより効果的な広報を検討する余地がある点、評価能力向上のニーズが高い大洋州諸国の参加が依然として限定的である点が、今後の課題とされました。

これまで対面形式で開催してきたワークショップは、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、これまでと同じ形での開催は困難な状況にありますが、今回振り返った結果や課題を踏まえつつ、ワークショップのあり方を考えていきます。

その他の ODA 評価

政策評価法に基づく評価

2002 年に「行政機関が行う政策の評価に関する法律」（以下、「政策評価法」という。）が施行され、各府省庁は、その所掌に関わる政策について自己評価を行うことが義務付けられています。

外務省では、政策評価法及び同施行令に基づき、経済協力政策全般の事後評価、未着手・未了案件 *1 の事後評価、一定額を超える案件 *2 の事前評価を行っています。

外務省ホームページ

https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/shiryo/index_hyouka05.html

*1:「未着手案件」とは、政策決定後、5 年を経過した時点で貸付契約が締結されていない、あるいは貸付実行が開始されていないなどの案件。「未了案件」とは、政策決定後 10 年を経過した時点で貸付実行が未了である案件を指す。
*2: 交換公文（E/N）供与限度額 10 億円以上の無償資金協力プロジェクト、及び E/N 供与限度額 150 億円以上の有償資金協力プロジェクトを指す。

各省庁による評価

外務省以外の省庁も、所管する分野の政策立案、施策・事業実施に関して政策評価法などに基づく評価を行う中で、ODA に関する評価を実施しています。詳細はリンク先の各府省庁のホームページを参照ください。

金融庁

新興国の金融当局者を対象とした研修事業（監督者セミナー）

https://www.fsa.go.jp/common/budget/kourituka/03_R3/saisyuu/21_0022.pdf

（事業①参照）

総務省

ICT 分野における国際戦略の推進

https://www.soumu.go.jp/menu_seisakuhyouka/kekka.html

（主要な政策に係る政策評価の事前分析表（令和 2 年度実施政策）及び主要な政策に係る評価書（令和 2 年度実施政策）参照）（当該政策は非 ODA 事業を含む）

法務省

法務行政における国際協力の推進

https://www.moj.go.jp/hisho/seisakuhyouka/kanbou_hyouka_hyouka01-03.html

（令和元年度法務省事後評価実施結果報告書 192 ～ 228 頁参照）

財務省

開発途上国における安定的な経済社会の発展に資するための資金協力・知的支援を含む多様な協力の推進

https://www.mof.go.jp/about_mof/policy_evaluation/mof/fy2020/evaluation/index.html

（232 ～ 249 ページ参照）（当該施策は非 ODA 事業を含む）

文部科学省

豊かな国際社会の構築に資する国際交流・協力の推進

https://www.mext.go.jp/a_menu/kouritsu/detail/block30_00028.htm

（令和元年度の事業に係るレビューシート：文科省該当部分　案件名「施策 13-1　国際交流の推進」参照）（当該施策は非 ODA 事業を含む）

▶ 厚生労働省

国際社会への参画・貢献
https://www.mhlw.go.jp/wp/seisaku/hyouka/keikaku-kekka.html#hyouka
（政策評価事前分析表参照）

▶ 農林水産省

様々なリスクに対応した総合的な食料安全保障の確立
https://www.maff.go.jp/j/assess/hanei/sougo/h30/h30.html
（当該施策は非 ODA 事業を含む）

▶ 経済産業省

海外市場開拓支援・対内投資
https://www.meti.go.jp/policy/policy_management/seisaku_hyoka/2020/index.html
（令和 2 年度政策評価書（事後評価書 4-2）参照）（当該施策は非 ODA 事業を含む）

▶ 国土交通省

国際協力、連携などを推進する
https://www.mlit.go.jp/page/kanbo05_hy_002146.html
（当該施策は非 ODA 事業を含む）

▶ 環境省

地球環境保全に関する国際連携・協力
http://www.env.go.jp/guide/seisaku/index.html
（令和 2 年度評価書参照）（当該評価案件は非 ODA 事業を含む）

国際協力機構（JICA）による評価

JICA は、技術協力、有償資金協力、無償資金協力（JICA 所管分）の 3 つの援助スキームの個別事業の評価（協力金額の規模に応じた外部評価者による外部評価、在外事務所などによる内部評価）を行うとともに、地域、課題別、援助手法など、ある一定のテーマを設定した総合・横断的な評価、エビデンスに基づく事業実施のためのインパクト評価、事業効果の発現過程に焦点を当てたプロセスの分析などを実施しています。

評価に際しては、「学び」の観点から、事業のさらなる改善に向けた評価結果の活用の推進を念頭に置くとともに、評価の客観性や透明性の確保、評価結果の公開など、「説明責任」の確保にも取り組んでいます。

▶ JICA ホームページ

事業評価
https://www.jica.go.jp/activities/evaluation/index.html

被援助国政府・機関などによる評価

外務省は、毎年 1 件程度、被援助国側の評価能力を向上させること、ODA の管理改善と説明責任を果たすこと、日本の ODA に対する被援助国側の理解の促進を目的として、保健、交通、防災分野などの開発プログラム評価を被援助国の政府・機関、民間コンサルタントや評価専門家などに依頼して実施しています。

2019 年度 ODA 評価結果フォローアップ

外務省は、第三者評価から得られた提言について対応策を策定し、その実施状況の確認を行っています。2019 年度の第三者評価から得られた提言に対する対応策の実施状況（2021 年 9 月時点）の一例を紹介します。2019 年度（令和元年度）評価報告書はこちらからご覧頂けます。

フィリピン国別評価

提言：ミンダナオにおける平和の配当を実感できる支援の強化

これまでに築いたフィリピン側関係者との信頼関係を基に、安全面を考慮しつつ、現地の団体・人材を活用しながら、2019 年 2 月に設立されたバンサモロ暫定自治政府（BTA）に対し、モロ・イスラム解放戦線（MILF）やモロ民族解放戦線（MNLF）、地方自治体、キリスト教徒、先住民族などを含む関係者が平和の配当を実感できるような支援を強化すべきである。

対応策の実施状況

ミンダナオにおける社会の安定化に向け、農業、上水分野の機材整備、保健医療サービス強化、職業訓練を始めとした元兵士の社会復帰支援等を実施している。また、暫定自治政府の能力強化に向け、JICA 専門家を派遣した。

日本 NGO 連携無償資金協力の評価

提言：手続の簡略化等による事業の効率化

日本 NGO 連携無償資金協力の資金総額及び件数の増加に伴い、外務省側の業務量も増加していることから、複数年度にまたがる案件の継続契約、変更手続の簡略化、外部委嘱員の配置などを検討すべきである。また、過去の各種報告書のレビューを通じ、簡略化が可能な点や事業の促進・阻害要因を分析し、分析結果を事前相談や審査に生かすなどの対策も検討すべきである。

対応策の実施状況

令和 2 年度は、特に在外契約における承認・契約指示の過程の見直し、案件選定会議等のオンライン化などを実施し、業務効率化を図った。また、令和 3 年度実施要領では、契約書を除くほとんど全ての押印を廃止した。今後、実施プロセスにおける問題点とその解決方法について関係者で共有するほか、団体側にも資する論点についてとりまとめて共有を図るなど、さらなる業務効率化に努める。

ミャンマーカレン州ラインブエタウンシップにおける教育支援事業
（日本 NGO 連携無償資金協力の評価）

キルギスのイシククリブランド フェルト作業所で働く女性
（女性のエンパワーメント推進にかかるODA の評価）

女性のエンパワーメント推進にかかるODA の評価

提言：日本のジェンダー分野を代表する案件の形成

日本が被援助国及び国際社会に対し、ジェンダー分野における貢献を十分に示せるよう、日本の代表案件となるようなジェンダー案件を形成し、日本の ODA の強みを全面に押し出すべきである。また、アピールできる実績を作ることは、他ドナーとのさらなる連携に役立てることが出来、協力関係の強化、ひいては日本のジェンダー支援の強化につながることが期待できる。

↓

対応策の実施状況

インドのメトロ事業の経験を踏まえ、バングラデシュ・ダッカ交通整備事業において、ジェンダーアクションプランの作成支援等のジェンダー視点に立った取組の支援を実施している。

広報活動として、例えば「女性・平和・安全保障（WPS）国際会議」（令和 2 年 12 月、於：ベトナム）、外務省主催ウェビナー等の機会に、紛争影響国における女性の保護、経済的エンパワーメントの支援、紛争下の性的暴力予防のための警察・軍・司法関係者の能力強化、アフガニスタンの女性警察官支援等のプロジェクトを紹介。その他国際会議や国連での会議等の機会に、紛争下の性的暴力担当国連事務総長特別代表（SRSG-SVC）事務所への拠出案件である、コンゴ民主共和国に対する司法制度や警察支援を好事例としてたびたび報告している。また、国際ガールズデーや国際女性デーの際にも、ジェンダーに関する取組などを JICA ホームページ等で発信している。

SATREPS（地球規模課題対応国際科学技術協力プログラム）の評価

提言：「社会実装」の共通認識と長期的なフォローアップメカニズムの確立

社会実装について、定義や目指すべき方向があるものの、創設後 10 年を経過した現在でも SATREPS プロジェクト期間内で目指すべき到達点に関する共通認識が不十分であり、具体的な推進策を打ち出しにくい。今後は、国立研究開発法人科学技術振興機構（JST）、国立研究開発法人日本医療研究開発機構（AMED）及び JICA のそれぞれのプロジェクト資料において具体的に目指す社会実装に関する共通認識を関係機関が確立する必要がある。また、SATREPS 事業が終了してから数年後の効果を調査して分野・領域毎に俯瞰的な教訓を抽出する長期的なフォローアップが必要である。

↓

対応策の実施状況

社会実装の目指すべき到達点または具体例について、SATREPS 関係機関において検討中であり、令和 3 年度中に整理する予定。

長期的フォローアップについては、JST が SATREPS 事業の追跡評価（調査）を継続するとともに、令和 3 年度に JICA が研究の類型化や高い開発効果があった案件の教訓抽出等を目的に SATREPS 事業のレビューを行う予定。SATREPS 全体の教訓を抽出すべく、引き続き既存の枠組みを活用しつつ関係機関間で検討していく。

2013 年度ペルーに対する ノンプロジェクト無償資金協力

提言：協力内容に関する情報公開の拡大

本事業の目的や背景は、外務省及び在ペルー日本国大使館などが公開した関係資料に明確には記載されていない。このため日本国民は、本事業がなぜ必要であったのか、どこに何が供与されたのか、事業内容や協力金額が妥当であったのかなどを知ることができない。国民への説明責任を果たす情報公開を行うとともに、国民の理解を促進するよう取り組む必要がある。

↓

対応策の実施状況

同大使館のホームページから外務省ホームページの関連部分（評価報告書を掲載済み）にリンクを貼った。また、ペルーに対して経済社会開発計画を実施する際に、報道発表資料において、事業の目的、背景、事業内容、供与対象、金額などを明確に記載することを徹底した。

ペルー外務省公用車として活用される供与車両

編集後記

ODA 評価に携わっていると、評価の 2 つの目的をどう達成するかということを日々考えさせられます。すなわち、ODA の管理改善と国民への説明責任の実現ですが、この両立は「言うは易く行うは難し」、簡単ではありません。

外務省 ODA 評価室が実施する評価は第三者による外部評価ですが、評価結果を活用して管理改善するという面では、一般的にはその政策や事業の実施主体による内部評価に利があります。その内容に精通する当事者自身が、活用を念頭にどういう評価を実施するか決めることができ、情報へのアクセスも容易だからです。一方で、内部評価はお手盛り評価になるのではとの見方もあり、説明責任の観点からは、独立した第三者による評価のほうが信頼性が高いと見なされ、望ましいと考えられています。また、外部の有識者や評価専門家により質の高い評価を期待できるという点もメリットです。

第三者による外部評価により、内部情報へのアクセスに制約がある中で、いかに評価に必要な情報を入手し、客観的に妥当性や有効性、プロセスを検証するか、またそれを踏まえて、政策・事業関係者がその後の管理改善に生かすことができる有用な提言や教訓を導くか。そのために ODA 評価室では、第三者評価チームと政策・事業担当者の間の橋渡し役として、評価の円滑な実施に向けた調整を行っています。

最近開催された OECD-DAC の開発評価ネットワークの会合でも、このテーマが取り上げられました。議題は「評価の独立性と活用のバランス：評価の『綱渡り』」で、関係者の悩みを端的に示しています。それぞれの評価部局の置かれた状況は異なり、こうすれば良いという単純な答えはありませんが、評価の先進国でも共通の課題を抱えていると知ると、少しほっとします。また、その場で複数の国から言及のあった、評価の過程での評価される側とのコミュニケーションの重要性、それが評価結果の活用につながるという点は、私たちも常に心がけていることで、今後も関係部局との対話を通じた評価への理解、活用の促進を図っていこうとの思いを新たにしました。

大臣官房ODA評価室長
西野恭子

関連ウェブサイト

- 外務省 /ODA ホームページ
  https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/index.html

- 外務省 /ODA 評価
  https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/kaikaku/hyoka.html

- 外務省 /ODA 評価ガイドライン
  https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/files/100205689.pdf

- 外務省 /ODA 評価ハンドブック
  https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/files/100205690.pdf

- 外務省 /ODA 個別評価報告書
  https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/shiryo/index_hyouka01.html

- 外務省 /ODA 評価年次報告書
  https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/shiryo/index_hyouka02.html

- 外務省 / 政策評価法評価
  https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/shiryo/index_hyouka05.html

- 開発協力大綱
  https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/seisaku/taikou_201502.html

- 外務省 / 開発協力白書
  https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/shiryo/hakusyo.html

▶ 外務省 / 国別開発協力方針（旧国別援助方針）
https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/seisaku/kuni_enjyo.html

▶ 国際協力機構（JICA）/ 事業評価
http://www.jica.go.jp/activities/evaluation/index.html

▶ 経済協力開発機構開発援助委員会（OECD-DAC）開発評価ネットワーク（英語）
http://www.oecd.org/dac/evaluation

▶ 国連ミレニアム開発目標（MDGs）
http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/doukou/mdgs.html

▶ 持続可能な開発（SDGs）
https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/sdgs/about/index.html

▶ 持続可能な開発（SDGs）のための 2030 アジェンダ
https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/sdgs/pdf/000270935.pdf

▶ 持続可能な開発（SDGs）推進本部
http://www.kantei.go.jp/jp/singi/sdgs/

外務省
〒 100-8919　東京都千代田区霞が関 2-2-1　Tel：03-3580-3311（代）
https://www.mofa.go.jp/mofaj/

ODA評価
年次報告書 2021

外務省

Ministry of Foreign Affairs of Japan